明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（**農林水産**一一）　二

○道路運送法施行規則の一部を改正する省令（**国土交通**八）　三

〔告　示〕

○金融分野における個人情報保護に関するガイドライン
（**個人情報保護委・金融庁**一）　四

○金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（**同**二）　八

○債権管理回収業分野における個人情報保護に関するガイドライン
（**個人情報保護委・法務**一）　一五

○信用分野における個人情報保護に関するガイドライン
（**個人情報保護委・経済産業**一）　一九

○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十四年分）を公表する件の一部を訂正する件
（**総務**五七）　二五

○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十五年分）を公表する件の一部を訂正する件
（**同**五八）　二五

○政治資金規正法の規定による政治団体の解散に係る収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十六年分）を公表する件の一部を訂正する件（**同**五九）　二六

○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十六年分）を公表する件の一部を訂正する件
（**同**六〇）　二六

○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十三年分～平成二十六年分）を公表する件の一部を訂正する件（**同**六一）　二六

○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十七年分）を公表する件の一部を訂正する件
（**同**六二）　二六

○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十二年分～平成二十七年分）を公表する件
（**同**六三）　二六

○政治資金規正法の規定による政治団体の解散に係る収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十五年分～平成二十七年分～平成二十八年分）を公表する件（**同**六四）　二六

○輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件の一部を改正する件
（**財務**五一）　三五

○専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程第二条の規定により専修学校の専門課程を認定した件（**文部科学**二二）　四〇

○職業実践専門課程の名称に変更があった件（**同**二三）　四〇

○専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程第三条の規定により職業実践専門課程としての認定を取り消した件（**同**二四）　四〇

○高度専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が高度専門士と称することができる専修学校専門課程として個別に認めた件（**同**二五）　四〇

○高度専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた高度専門士と称することができる専修学校専門課程についてその名称を変更した件
（**同**二六）　四〇

○高度専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた高度専門士と称することができる専修学校専門課程を廃止した件（**同**二七）　四〇

○高度専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた高度専門士と称することができる専修学校専門課程として要件に適合しなかったと認めた件（**同**二八）　四〇

○専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が専門士と称することができる専修学校専門課程として個別に認めた件（**同**二九）　四〇

○専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた専門士と称することができる専修学校専門課程についてその名称を変更した件（**同**三〇）　四〇

○専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた専門士と称することができる専修学校専門課程を廃止した件（**同**三一）　四一

○専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた専門士と称することができる専修学校専門課程として要件に適合しなくなったと認めた件（**同**三二）　四一

○人を対象とする医学系研究に関する倫理指針の一部を改正する件
（**文部科学・厚生労働**一）　四二

○ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針の一部を改正する件（**同**二）　四三

○ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針の一部を改正する件
（**文部科学・厚生労働・経済産業**一）　四四

○平成二十九年度技能検定実施計画
（**厚生労働**五四）　四八

○家畜伝染病予防法第三十六条第一項第一号の農林水産大臣の指定するものを定める件（**農林水産**三〇六）　四九

○家畜伝染病予防法施行規則第四十三条の表の農林水産大臣の定める基準を定める等の件の一部を改正する件
（**同**三〇七）　四九

○家畜伝染病予防法施行規則第四十三条の表の農林水産大臣が指定する施設を定める件の一部を改正する件
（**同**三〇八）　四九

○道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示
（**国土交通**一三五）　一〇〇

（以下次のページへ続く）